平成２４年（フ）第３６２号
相模原市中央区上溝３丁目２番10号　ピアタウン上溝Ｂ―201
債務者　渡部　博子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３６６号
相模原市中央区田名塩田３丁目３番１―510号
債務者　土屋　貴保
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３００号
大阪府大阪狭山市池尻中２丁目２番４号―205号、前住所大阪府河内長野市本町19番６―103号
債務者　大槻　誠一
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８９０号
堺市中区福田1317番地２　シャトレウイング203号、前住所堺市東区日置荘原寺町565番地６
債務者　鶴田　一道
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９３５号
堺市中区新家町347番地13　中モズマンション202号
債務者　福本　昭一
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
愛媛県八幡浜市広瀬１丁目７番６号
債務者　伊藤　明美
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第１９号
岩手県下閉伊郡山田町長崎４丁目10番１号長崎アパート５号
債務者　佐々木哲郎
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後１時10分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第７２５号
東京都八王子市上壱分方町353番地64
債務者　大木　康弘
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９９０号
横浜市緑区霧が丘２丁目16番地４　並木ハイツ101号
債務者　篠崎　　丘
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２００１号
横浜市中区松影町３丁目９番地５　第三平成館314号室
債務者　程原　和男（旧姓小能）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２００４号
神奈川県茅ヶ崎市小和田３丁目３番６号ベルエポックⅡ101
債務者　田島加奈子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２００５号
横浜市戸塚区平戸町３番地　山下ハイツ102号
債務者　横瀬　　修
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第９７３７・１１６９１号
東京都世田谷区上馬１―34―13―201、住民票上の住所東京都世田谷区大原１―17―17トリム下北
債務者　河野　通宏
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２３５号
東京都練馬区大泉学園町７丁目４―３
破産者　宮原　吉也
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　すべての破産債権者から破産債権の届出がなく、かつ破産手続廃止の申立てもなかった。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２３６号
東京都練馬区大泉学園町７丁目４―３
破産者　宮原　惠子
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　すべての破産債権者から破産債権の届出がなく、かつ破産手続廃止の申立てもなかった。
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第６７３号
大阪市北区天満３丁目５番１号　アイアンドビル２Ｆ
破産者　井上ユカリ
1　破産債権の届出期間　平成24年10月29日まで
2　一般調査期日　平成24年12月13日午後３時30分
平成24年９月27日
大阪地方裁判所第６民事部